

次の対象区域において、建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第 8 項の規定に基づき公告します。

また、その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 7 月 9 日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11 - 004	平成 25 年 7 月 3 日	京都市伏見区桃山町日向 2 番 78 , 2 番 79 , 11 番 , 11 番 5 , 21 番 3 , 57 番 , 58 番 , 59 番 , 63 番及び 64 番

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）